

令和5年6月

# 定例総会議事録

松本市農業委員会

令和5年6月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和5年6月30日（金）午後1時30分から午後3時30分

2 場 所 議員協議会室

3 出席農業委員 24人

1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
6番	久保 節夫	7番	太田 辰男
8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
10番	矢嶋 壽司	11番	窪田 英明
12番	塩原 秀俊	13番	田中 悦郎
14番	細江 弘光	15番	塩原 俊昭
17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
19番	橋本 実嗣	20番	倉科 孝明
21番	塩原 至	22番	三村 晴夫
23番	二村 喜子	24番	上條信太郎
25番	林 昌美	26番	瀧澤 和子

4 欠席農業委員 2人

5番	中川 敦	16番	河野 徹
----	------	-----	------

5 出席推進委員 3人

推2番	中野 千尋	推3番	大澤 好市
推12番	堀内 俊男		

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第55号～第57号）
- イ 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件……………（議案第58号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第59号～第62号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第63号～第65号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第66号～第77号）
- カ 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件……………（議案第78号）
- キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件…（議案第79号～第81号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- ウ 農地法第4条の規定による届出の件
- エ 農地法第5条の規定による届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

- ア 太陽光発電の適正導入に関する条例の制定について

- イ 令和5年度第1回松本市における農業経営改善計画の審査結果について
- ウ 令和5年度第1回青年等就農計画の審査結果について
- エ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

- (1) 地域計画について
- (2) 凍霜害等による農業被害対策に関する県への要請について

9	出席職員	農業委員会事務局	局長	村山 育朗
		//	局長補佐	川村 昌寛
		//	係長	草田 崇博
		//	主任	麻生 沙絵
		//	主事	加藤 悠希
		//	主事	田中 瑞恵
		農政課	主任	小原 悟
		//	主事	城生 涼風
		環境・地域エネルギー課	主任	永元 雄大
		松本農業農村支援センター	課長補佐	寺戸久美子

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 田中会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 22番 三村 晴夫 委員
- 23番 二村 喜子 委員
- 〔書記〕 川村局長補佐、草田係長

14 会議の概要

議長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第55号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

議案は別冊資料になりますので、ご準備ください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をお願いいたします。

田中主事。

田中主事 農業委員会事務局の田中です。よろしくお願いたします。

今月の新規就農者は、個人が1名と法人が2法人です。

まず最初に、1番、〇〇〇〇さん、住所地、農地所在地ともに神林地区、1筆、2.73アールを借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とする営農で、栽培予定は野菜と伺っております。別冊議案の1ページ、19番に該当いたします。署名は神林地区、塩原農業委員及び松下推進委員にいただいております。

続きまして、2番、〇〇〇〇株式会社さん、法人所在地は安曇野市、農地所在地は島内、2筆、74.78アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定は主食用米と飼料米、出荷先はJA等を予定されています。販売量は主食用米で30トン、飼料米で100トン超を見込んでおります。販売額は合わせて1,000万円ほどと予定されています。農業従事者は1名、借り入れた農地へは2.5キロ、自動車ですら8分ほどかかるそうです。おおむね3年後の経営規模は現状維持の意向がございます。別冊議案は3ページの下段の1番に該当いたします。署名は島内地区、河野農業委員及び堀内推進委員にいただいております。

最後に、3番、〇〇〇〇合同会社さん、法人所在地、農地所在ともに笹賀地区、141筆、1,844.89アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業、栽培予定は米、大麦、大豆などです。出荷先はJAまたは個人での販売を予定されております。農業従事者はご本人のみです。おおむね3年後の経営規模は拡大を希望されております。別冊議案13ページから15ページに該当いたします。署名は笹賀地区、矢嶋農業委員にいただいております。

今月の新規就農者の説明は以上です。よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。

地元の委員の方から補足説明をお願いいたします。

1番、塩原秀俊委員、お願いします。

塩原（秀）農業委員

〇〇〇〇さんですけれども、自宅の近くで2畝ということですので、借地で作るということで、葉野菜ということですので、問題はないと思います。

議 長

ありがとうございます。

2番、じゃ事務局の田中さん、お願いします。

田中主事

河野委員からお伺いした内容を述べさせていただきます。

今回、社長さんと面談されたそうです。当法人は安曇野市で20ヘクタール弱の規模で水稻栽培を既に営んでおりました、関係者の農業従事歴は既に50年近くになるそうです。松本市の農地を借りるのは初めてですので、新規就農者と今回しておりますけれども、これまで水稻栽培にて法人を運営されてこられた経験と実績からも、問題のない案件であると判断されたとのことです。よろしくお願いたします。

議長 それでは、3番、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 ○○○○合同会社ということで、法人化したんですけれども、もう既に個人でお米、麦、それからグラジオラス、アルストロメリアということで、もう既に個人で経営しております、規模がだんだん大きくなってきたものですから、それを法人に変えたということで、ライスセンターも持っておりますし、これから規模拡大したいということでありますので、応援をしたいというふうに考えています。

議長 ありがとうございます。  
以上を踏まえまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。  
城生主事。

城生（農政課）主事 農政課の城生です。よろしく申し上げます。  
着座にて失礼いたします。  
今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。  
別冊飼料1ページをご覧ください。  
5－（1）－ア、農用地利用集積の決定の件、議案第55号になります。  
合計のみ申し上げますので、11ページをご覧ください。  
合計、一般、筆数85筆、貸付け52人、借入れ41人、面積13万3,408平米。  
利用権移転、筆数2筆、貸付け2人、借入れ1人、面積1,554平米。  
所有権の移転、筆数8筆、貸付け4人、借入れ3人、面積1万2,645平米。  
第18条2項6号関係、筆数6筆、貸付け4人、借入れ4人、面積1万2,565平米。  
農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数89筆、貸付け61人、借入れ1人、面積14万4,441平米。  
農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数87筆、貸付け1人、借入れ32人、面積14万1,150平米。  
合計、筆数277筆、貸付け124人、借入れ82人、面積44万5,763平米。  
当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数109筆、面積16万9,709平米、集積率は58.79%です。  
議案第55号は以上になります。

議長 ありがとうございます。  
ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
以降、議案の採決においては、農業委員の方を対象に伺いますので、よろしく願いいたします。  
議案番号55号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
続きまして、議案第56号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員の関する案件になりますので、農業委員会法31条の規定により、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
城生主事。

城生（農政課）主事 議案第56号です。  
合計のみ申し上げます。  
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,133平米。  
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。  
議案第56号は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第56号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
退室している濱委員の入室をお願いいたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第57号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、二村委員には退室をお願いいたします。

(二村農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。  
城生主事。

城生(農政課)主事 議案第57号です。  
合計のみ申し上げます。  
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,158平米です。  
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。  
議案第57号は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第57号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
二村委員の入室をお願いいたします。

(二村農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第58号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件について上程いたします。  
事務局から説明をお願いいたします。  
田中主事。

田中主事 それでは、早速ですけれども、引き続き13ページをご覧ください。  
5-(1)-イ、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件、議案第58号について、合計のみ申し上げます。  
集積、人数62名、筆数141筆、権利設定面積18万4,489平米に対して配分、人数1名です。

以上の案にて令和5年7月公告分の農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構へ要請いたします。

議案第58号については以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第58号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第59号から62号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、4件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

麻生主任。

麻生主任

説明の前に資料についておわびを申し上げます。

まず、ページ番号2、ページ番号6について、ページの一部が途切れた状態となっております。申し訳ございませんが、ご承知おきいただければ幸いです。

また、報告事項のページ番号14から16に修正がございますので、該当ページにつきましては、本日お配りした差し替え資料のほうでご確認をお願いいたします。

内容に誤りがあり、大変申し訳ございませんでした。

それでは、総会資料の1ページからご確認をお願いいたします。

農地法第3条の規定による許可について説明いたします。

議案第59号は、新規就農のため、所有権移転をするものです。参考資料として、新規就農者、〇〇〇〇さんの資料を本日お配りした参考資料に掲載しています。

議案第60号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。参考資料として、新規就農者、〇〇〇〇さんの資料を本日お配りした参考資料に掲載しております。

議案第61号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

議案第62号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。なお、農業経営世帯内での所有権移転のため、贈与面積と受人、経営面積が同じ内



容となっていますので、ご確認ください。

以上4件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議お願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

次に、地元の意見を頂戴いたします。

59号、和田でありますので、塩原委員、お願いします。

塩原（俊）農業委員 新規就農ということで、〇〇〇〇さんですけれども、〇〇〇〇さんの土地を取得するというので、農地取得の上限撤廃された関係で、自宅のすぐ隣接する農地を取得するということですので、全く問題ないというように現場を見てきましたということです。

議 長

ありがとうございました。

60番、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員

〇〇さんにつきましては、同じ笹賀の中に住居を持っていたんですけれども、6人家族ということで、手狭になったために、同じ地区内に売り出された住宅を購入したということで、その住宅のちょうど道路際に農地があったもんですから、それも購入して、農業を、農業といいますか、自家用野菜を作っていきたいということでありますので、問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

61号、今井であります。

先日、田中武彦推進委員と2人で現地確認して、本人から伺ってまいりましたけれども、〇〇〇〇さんのお父さんとその兄弟の〇〇〇〇〇〇さんがそこで鉢花を作っていたんですけど、主に〇〇〇〇〇〇さんがやっていたんですけど、体調を崩されて、どうしてもできないということで、鉢花をやめ、隣の〇〇〇〇さんって、水稻の請負といいますか、大規模にやっていたんですけど、その水稻の育苗をしたり、試しにブドウを何かハウスでちょっと作ってみたいなんていう発言をしていらっしゃいました。そういう方ですので、問題ないというように判断をいたしました。

62号、梓川、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員

本件ですけれども、父親の〇〇〇〇さんから息子さん、〇〇〇〇さんへ贈与により所有権移転を行うというものです。場所は、上野地区の構造改善センターの北西150メートルほどの樹園地内にありまして、ご自宅から地続きの樹園地になっております。また、飛び地で、神田川集会所の西隣に1筆あるというような中で、〇〇さん自体は高齢でありますので、リングを主体とした農業経営を〇〇さんに任せていくということでありますので、特段問題なく、許可は適当と考えています。

以上です。

議長

ありがとうございました。

全体を通しまして質問、意見等ありましたら、推進委員の皆さんも含めまして発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、4件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第59号から62号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして、議案第63号から65号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、3件について上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

加藤主事。

加藤主事

農業委員会事務局、加藤です。よろしくをお願いいたします。

着座にて失礼します。

では、議案書の3ページをお願いいたします。

議案第63号、転用目的、住宅敷地です。

議案第64号、転用目的、貸し駐車場です。

議案第65号、転用目的、公衆用道路です。

全てやむを得ないものとして追認申請となっております。

以上、これらの案件につきまして、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくをお願いいたします。

議長

ご苦労さまです。

それでは、地元の委員の方からご意見を伺います。

和田、塩原委員。

塩原（俊）農業委員 議案63番ですけれども、和田の殿の〇〇〇〇さんですけれども、和田でも1、2を争うスイカの専業農家ということで、その農機具及びトラック等の置き場という形でなりますので、現場を見ても、全く問題ないというように見ております。

場所は、ちょっと分かりにくいんですけれども、山形へ上って行くバス路線があるわけですけれども、その北側のちょっと入り組んだところにあり

ますけれども、そのこのところの敷地が、もう既に用途としては駐車場として使われているところですので、やむを得ないというように判断いたしました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、64、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員

場所は、ちょうど、上から見れば、ここにニ子小学校がありまして、6ページですね。位置図を見ますと、高速道路が上から見ると左側を通っております。ちょうどここに雇用促進住宅がですね、この丸い円の上のところに昔、昔というか、現在も建たっているんですけども、そのための駐車場ということで、以前から使われていたようであります。このところは圃場整備がされて、地番も一回変わっております。なぜこの部分だけって感じはあるんですけども、この下の車が止まっている写真の両側はもう既に転用されて、駐車場ということになっているんですけども、この部分だけ田んぼという状態で残っていたということで、本人もちよっと経過はしっかり分からないというような状況でありますけれども、このところ、2種農地ということで、この部分だけ農地というわけにいきませんので、現在も駐車場としてもう既に使われておりますので、やむを得ないというように判断いたしました。

議 長

ありがとうございました。

65号、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員

場所は、地図見ていただくと分かるかと思えますけれども、横沢集落内で、梓川東保育園のすぐ東側になります。周りは公共用地、それから宅地に囲まれた中の1つの農地ということになります。

当該農地は、昭和45年に自宅へ入るための道路として拡幅する必要がありまして、当時の所有者の方から購入をされて、擁壁まで設置して、道路として利用されていたということです。しかしながら、農地法の手続きが取られていなかったため、今回その事実関係が判明しました。これを受けて、違反状態を是正するという内容でありますので、本件における転用はやむを得ないものと考えております。

ちょっとこの件で、私、現場で何人かの方とお話ししたんですけども、実は今回、この転用は、個人名義のまま公衆用道路にするということのようなんですけれども、実はこの写真の下にある風景写真の奥も、続きがやっぱり個人名義の公衆用道路となっております。本来であれば、寄附採納なりするなりして、きちんと市道として管理していただくのがいいんじゃないかと思うんですけども、そういった個人名義になっているため、管理が適正にされていなくて、草が生えてきたりして困るというようなお話を伺っておりますので、ちょっと関係部局のほうにつないでいただければ

ばと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
では、トータルで上條信太郎委員、3つお願いします。

上條農業委員 ここに示されているように、全て追認案件ですけれども、ぐるわのところに大きな影響を与えるような追認案件ではありませんので、致し方ないというように判断しました。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
では、65号について、倉科委員の発言を受けて、いいですか、加藤主事。

加藤主事 議案第65号の梓川倭〇〇〇〇-〇、先ほどの倉科委員のご説明をいただいた中で、個人管理になってしまっている一方で、やっぱり用途的には皆さんが使っている道路ですし、公衆用道路を目指していきたいということです。関係部局につなぐのはいかがかということについて、このように松本市だと維持課になるんですが、つなぎたいと思います。ご意見ありがとうございました。

議長 では、そういう対応を取るといことです。  
全体を通しまして質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、3件について、一括して集約いたします。  
農業委員の皆様には伺いますが、議案第63号から65号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第66号から77号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件及び関連がありますので、78号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件の計13件について上程いたします。  
事務局から一括説明をお願いいたします。  
加藤主事。

加藤主事 では、議案書の4ページをお願いいたします。

初めに、議案書の内容に変更がありますので、ご説明いたします。

議案第67号及び68号の備考欄、農地種別についてですが、隣接農地の事業が完了したことを契機として、第1種農地から第2種農地へと変更になりましたので、ご了承願います。

67号と68号の備考欄、第1種農地が第2種農地に変更になります。よろしく願いいたします。

では、議案の説明に入らせていただきます。

議案第66号、転用目的、建て売り住宅です。

議案第67号、転用目的、建て売り住宅です。

議案第68号、転用目的、道路です。

議案第69号、転用目的、住宅です。

議案第70号、転用目的、住宅敷地です。やむを得ないものとして追認申請となっております。

議案第71号、転用目的、資材置場です。やむを得ないものとして追認申請となっております。

議案第72号、転用目的、一般住宅です。

議案第73号、転用目的、仮設現場事務所・資材置場・作業員駐車場です。一時転用となっております。

議案第74号、転用目的、駐車場用地です。

議案第75号、転用目的、個人キャンプ場・家庭菜園・ドッグラン用敷地です。

議案第76号、転用目的、工事用地です。一時転用となっております。

議案第77号ですが、関連ありますので、議案第78号から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

平成2年に住宅併用合宿施設用地として許可を受けたものの、時世の変化を受け、計画が完成しないまま現在に至っていました。今回、波田にお住まいの〇〇さん方が農家住宅を建てるため、転用目的及び事業者を変更するものです。

では、7ページに戻っていただきまして、議案第77号ですが、変更申請のとおり、農家住宅として転用するものです。

以上、これらの案件につきましては、一般要件等各要件を満たしていると判断しています。よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

加藤主事、ちょっと確認なんですけど、67、68の第1種農地から第2種農地になった経過は、この議案書策定の段階では第1種農地だったんですが、そういう営みの切替えの中で、これは現状、第2種農地っていうような判断になるということによろしいんでしょうか。

加藤主事

おっしゃるとおりです。

議長

そういうことでご理解をお願いしたいと思います。  
それでは、地元の委員さんからご意見を伺います。  
66番、島内、堀内委員、お願いします。

堀内推進委員

別添位置図の資料、8ページをご覧ください。場所につきましては、ここに真ん中、少し右側ですが、流れているのが奈良井川です。この奈良井川の右岸側がちょうど19号が通っているところです。この拾ヶ堰の頭首工、水門があるところですがけれども、ここは松本市内から島内へ入る新橋が、ここへ写真は写ってないんですけども、この拾ヶ堰の頭首工から約200メートルぐらい上流、下のほうですね。新橋という橋がございます。旧147号の橋です。

該当地ですが、拾ヶ堰の頭首工から約50メートルくらい下流に行った場所で、具体的な写真については、下段の写真になっております。上の状況を見ても、周辺はもう既存集落になっておりまして、連担している農地は全くないという状況です。下のところですが、手前は市道で、反対側、これ、東側になりますが、これが拾ヶ堰の堰が通っているところです。したがって、南側、今、住宅が写っていますが、ここ、南側は住宅、それから左側は北になりますが、ここも、写真は住宅写っておりませんが、住宅地になっております。したがって、ここを転用することで他への影響はないというように判断しました。

また、手前のほう、ちょっと駐車場になっていますが、小規模、200平米未満ということで、特に許可が要らない内容ですので、適正な申請だというように聞いております。

以上です。

議長

ありがとうございました。  
それでは、67、68、69、続いて濱委員、お願いします。

濱農業委員

67と、それから68のほうが、これ、道路という、68は道路になっていますが、ちょっとこの写真を見てもらいますと、10ページの写真ですが、転用のところは白く囲ってありますけれども、現実的には、この右上のほうに黒く住宅が写っているところがありますが、下のところに青線の川がありまして、その川の横が細長くずっと昔の赤線という道路部分があって、これを拡張して、ちょうど今、この柵がある右側辺りのところの端でずっと道路を造るという計画です。

これ、現実的に今までここの土地、ハマ園芸の本店があったところで、この柵の中側はハウスが建たっていたんですけども、それで現実的にその道路にするっていう部分が、もう付近の人も公共道路として通っていたり、長年道路みたいな感じで使っていたところで、これは問題ありません。

それで、この道路にするというところのバックホーのアームが見えますけれども、そこと、それから次のページのが1段、段上がるんですけども、つながってずっと土地がありまして、そこの部分を、今までどっちもハウ

ス建がたっているんですけれども、取り壊して、住宅にして、建て売りにするということで、隣接、直接的に隣接で農地へ接する部分は全然ありませんし、問題はないかと思えます。

以上です。

議 長                    それでは、70号、塩原委員。

塩原（俊）農業委員    議案70号の土地ですけれども、先ほども3条のところでお認めいただきました土地の地続きということで、21平米がもう既に宅地の軒といたしますか、そのような形になっていまして、追認案件ということで、やむを得ないということで判断いたしました。

以上です。

議 長                    それでは、71、72、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員            71番については、13ページ見ていただければと思いますけれども、上の写真、今村橋から北へ右岸を下っていったところに〇〇〇〇がございますけれども、現状、もう〇〇〇〇の作業敷地内ということで既に使われております。この所有者の〇〇〇〇〇さんについては、ご本人が13歳のときにお父さんが亡くなって、その後相続した土地ということで、お父さん亡くなったものですから、お母さんと2人では農業ができないということで、少し荒れていた土地を〇〇〇〇が使いたいということで、今回の申請のほかにも〇〇〇〇に貸している土地がございまして、たまたまここが農地になっていたということはお本人もあまり知らなかったということで、農地パトロールで指摘した場所でもありますけれども、このところ、第2種農地ということで、もう完全に作業敷地内に入っておりますので、やむを得ないというように判断しました。

それから、72番でありますけれども、一般住宅、これは次のページ見ていただきまして、既存の集落内ということで、下の写真のところに住宅がありますけれども、これはお父さんの住宅ということで、その子供さんが住宅敷地ということで申請している場所でもありますけれども、たまたまお父さんたちと同居するにはちょっと手狭ということでありまして、ちょうど住宅の横のところ、ちょっと細長い土地でありますけれども、土地の一部、奥のほうは農地としてそのまま使うということでありますけれども、平屋建てで住宅を造るということで、北側にも農地はございますけれども、その影響はほぼないというように考えておりますので、転用は問題ないというように判断いたしました。

議 長                    ありがとうございます。

では、73番、太田委員、お願いします。

太田農業委員            〇〇〇〇〇が砂防工事のための仮設事務所・資材置場・作業員の駐車場に

使うということで、令和5年の12月19日までの一時転用ですので、問題ないと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

74ですが、事務局のほうから説明をお願いします。

加藤主事

議案第74号ですが、地元農業委員の中條委員から、やむを得ないと考えるところのご意見を伺っています。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、75号、久保委員、お願いします。

久保農業委員

説明します。〇〇〇〇さんですが、ご主人が亡くなられてから、もう長い間、ほとんどの農地の管理ができておりませんでしたので、売りに全部出しておりまして、今はご本人は施設に入っております。2人の娘さんは嫁いでおりまして、これからも農地管理、家の管理も何もできないということで、その話に対して、この方が、〇〇さんが購入したいということでありまして、ただ、周りに田んぼ、畑がありますが、ここに施設としては家庭菜園とか、ドッグランとか、いろいろやりたいということですが、農保全という観点からいくと、ぜひいろいろなことできれいにしてもらいたいと思いますので、やむを得ないと思います。お願いします。

議長

ありがとうございました。

それでは、76、77、関連があります78も含めまして、塩原委員、お願いします。

塩原（至）農業委員

19ページを見ていただきまして、一応〇〇の管轄の送電線の工事ということで、3筆ありまして、〇〇でありますので、一時転用ということで、問題ないかと思えます。

次、77号につきまして、前、新規就農で2か月前くらいになりまして、農家住宅を建てたいということで探していたところ、波田地区であります〇〇さんの土地がどうかという案がございまして、〇〇さんにつきましては、当初、弓道場を開いておりまして、写真の上側が弓道場であります。その手前に生徒を募集して、そこで宿舎等を建てて、弓道場を開く予定でありましたが、やはりバブルもはじけて、生徒が集まらなかったということで、断念して、そのままになっているところ、〇〇さんが買って、住宅を建てたいということであります。〇〇さんにつきましては、親と祖父母が農業を大々的にやっておりますので、いろいろ勉強しながら、規模拡大も図っていきたいということでありますので、問題ないと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。



それでは、現地を見ていただいた農業委員の方にご発言をお願いしますが、66から69までは上條信太郎委員で、その後、倉科委員、お願いします。

上條農業委員

66ですけれども、説明のとおりであります。手前に道路があって、両側家で、向こうは拾ヶ堰ということで、開発致し方ないというように認めました。

次に、67、68は、図のとおりでありまして、ちょっと以前ハウスが建っていたとか、そういったことは分かりませんが、住宅でお考えられているということで、問題がないというように考えております。

それから、69、これも東西、北がですね、住宅に囲まれた農地でありまして、

一部の農地を転用したいということで、影響がぐるわにないということで判断をしまりました。致し方ないというように判断をしました。

以上であります。

議長

では、倉科委員、続いてお願いします。

倉科農業委員

70号ですが、既存住宅の軒部分が隣接農地に越境していたと。これを3条申請に合わせて適法とするものでありますので、やむを得ないと思いました。

それから、71号ですが、周辺は雑種地や山林になっておりまして、本件のみが農地となっております。既に碎石等の置場になっておりまして、農地としての利用は困難であると思いましたので、これも適法な状態とするものでありますので、やむを得ないと思えます。

それから、72号は集落内の一角でありまして、北と西側は農地に隣接していますが、周辺の農業利用には影響はないというように思いましたので、やむを得ないと思えます。

73号ですが、こちらは公共事業の工事のための一時転用でありますので、やむを得ないと思えます。

それから、74号、こちら、国道と山林に囲まれた南側は宅地に隣接しているというような場所でありまして、農地としての利用は困難な場所であると思いました。周辺の農業に与える影響はないことから、やむを得ないと思えます。

75号は、先ほど説明、地元の委員さんから説明ありましたが、本案件の西側、それから南側、写真を見ていただきますと、圃場整備が実施されておりまして、優良な農地となっておりますけれども、本件につきましては、集落内の一角の部分、またそれぞれ狭小、不整形な農地でありますので、周辺への影響はないと思いましたので、やむを得ないと思えます。

76号につきましては、高圧線鉄塔の工事のための一時転用でありますので、やむを得ないと思えます。

それから、77、78号ですけれども、こちら集落内の一角でありまして、三方は宅地、一方は道路に囲まれた農地であります。周辺への影響は

ないため、やむを得ないと思いますし、計画変更につきましても、農家住宅として利用されるということでありますので、特に意見はありません。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
それでは、濱委員。

濱農業委員 すみません、69号の説明を落としましたので、説明いたします。  
11ページの写真、下の写真を見ていただいて、ビニールハウスの左側に物置の屋根が幾らか写っておりますが、このところが宅地で、この〇〇〇〇〇さんの自宅付近になります。その隣接にずっと田んぼがあるわけですが、そこの一角を転用して住宅を建てるという計画で、農業後継者としての働きもこれからできるかなというところですので、転用はやむを得ないかなというように思います。  
以上です。

議長 すみません、ありがとうございます。  
全体を通じまして質問、意見等ある方は発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、13件について集約いたします。  
農業委員の皆様には伺いますが、議案第66号から78について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第79号から91号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件について上程いたします。  
事務局から説明をお願いします。

麻生主任 では、総会資料9ページをご覧ください。  
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。  
議案第79号、寿北8丁目にお住まいの〇〇〇さんが承認を受けるものです。  
議案第80号、里山辺にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。  
議案第81号、梓川倭にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。  
以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
委員の方の意見を伺います。  
79号、河西委員。

河西農業委員 別添資料の23ページの上側になります。3か所全部田んぼで、稲が元気に育っておりました。承認よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
それでは、80号、中野委員、お願いします。

中野推進委員 今の23ページの下のところになりますけれども、場所は美ヶ原温泉に行く途中の近くということで、松本民芸館のそばということで、住宅がいっぱいあるところになりますけれども、ご本人さんのおうちの横ということでありまして、野菜が作られておりました、畑として管理されておりましたので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
それでは、81号、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 別添資料24ページ見ていただきますと、縦に上下に走っている中央の道路が広域農道になりまして、農産物直売所、清流の里梓川という記載がありますけれども、その東側の一帯になります。農地それぞれ見てまいりましたが、麦、それから水稻、それから一部にブルーベリーといった形で、適正に営農管理されておりましたので、報告いたします。  
以上です。

議 長 ありがとうございます。  
それでは、この案件を通じて質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件について、一括して集約いたします。  
農業委員の皆様には伺いますが、議案第79号から81号について、原案どおり承認することに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。

事務局から報告事項のアからエについて一括説明をお願いします。  
麻生主任。

麻生主任

それでは、報告事項のアからエについて説明いたします。  
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。  
総会資料11ページからご覧ください。  
11ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、4件、  
12ページから13ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の  
件、19件、本日差し替えをお配りした資料の14ページ、農地法第4条  
の規定による届出の件、3件、15ページから16ページ、農地法第5条  
の規定による届出の件、5件。  
以上になります。よろしく願いいたします。

議 長

ご苦労さまです。  
ただいまの報告につきまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、  
発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、報告事項につきましては事務局説明のとおり  
承知おきをお願いいたします。  
農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、暫時休憩といたしま  
すが、再開は40分をお願いいたします。2時40分、14時40分から再  
開いたしますので、休憩したいと思います。

(休 憩)

議 長

議事を再開いたします。  
休憩前に引き続き、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまい  
ります。  
最初に、報告事項のア、太陽光発電の適正導入に関する条例の制定につ  
いてを議題といたします。  
環境・地域エネルギー課から説明をお願いします。

永元（環境・地域エネルギー課）主任 すみません、太陽光発電の適正導入に関する条例の制  
定についてということで、環境・地域エネルギー課、永元のほうから説明  
をさせていただきます。

すみません、本日、課長がちょっと不在になりまして、代わりに私からご  
説明をさせていただきます。

こちらの趣旨といたしまして……

議長 着座して。

永元（環境・地域エネルギー課）主任 すみません、着座にて説明をいたします。

まず、趣旨ですが、再生可能エネルギーの導入及び拡大に当たって、必要な措置を講じることを規定する松本市ゼロカーボン実現条例第11条の規定の実施に向けて、新たに条例を制定することについて、今回ご報告をさせていただくものです。

また、追ってご説明申しますが、今回条例の制定についてご説明をして、また次回以降、骨子案が固まった後、中身について、詳しいところについて、改めてご説明をさせていただければというふうに思っております。

まず、この太陽光発電の適正導入に関する条例ですが、近年の太陽光発電の乱立も含めて、長野県内でもかなり多くの自治体が条例の制定を行っております。松本市の近隣で言うと、近隣14市町村ありますが、そのうちの10市町村が条例を既に制定をしているというような状況になっております。

松本市で言いますと、2番の経過のところにあります平成27年のところですが、ガイドラインを制定をしております。松本市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導基準ということで、こちらの指導基準に基づいて、この平成27年から太陽光発電を含めて、再生可能エネルギーの設置に関して指導を行っているという形になります。

ただ、こちらの指導基準に関しては、1,000平米以上の事業区域のものに限っております、届出制といった形を取っております。

昨年も四賀のほうで太陽光に関して、この1,000平米未満の範囲で住民とのトラブルがあったというところも踏まえまして、今回条例を制定するという動きになっております。

先ほどもご説明したゼロカーボン実現条例は、理念条例ではありますが、こちらも昨年の6月に制定をしております。

今回ご説明する太陽光の適正導入に関する条例については、こちらの経過のR4年の11月のところにあるとおり、庁内でも関係課会議等々を開いて、中身について調整を行っております。

議会のほうには、R5年の11月18日、一番下の欄ですね、議会のほうにも条例を制定することについても報告を行っております。

続いて、3番になりますが、条例の基本的な考え方ということで、あくまで大枠になりますが、本日はこちらの3点をご説明をいたします。

まず1点目、(1)ですが、市独自のメリハリある条例ということで、再生可能エネルギーの設置に関する条例に対する違反等の不適正な事案を鑑み、適正な規制が必要になる一方で、条例制定によって再生可能エネルギーの導入自体を抑制することがないように、規制と促進のバランスと実効性を兼ね備えたメリハリある条例の制定を検討しております。

(2)番ですが、太陽光発電の適正導入の観点も踏まえた規定の充実ということで、太陽光発電設備の設置を抑制する区域、ここは設置はしてほしくないというような区域を明確にするとともに、一方で設置が可能な区域

においては、適正な設備導入を積極的に促進するため、設置に伴い事前協議、住民説明、設置許可の規定を設けるほか、設置後の維持管理、誰がどういった形で維持をしているのか、設置後、また別の方に譲渡してしまうといった事例も見受けられますので、そういったところをしっかりと市のほうでも維持管理をしていくというところで、定期報告を求めるような規定の充実を図っていくということを想定しております。

最後、(3)番ですが、指導基準の運用状況や指導事案を踏まえた条例ということで、既に平成27年につくっております指導基準、こちらの運用状況や指導事案を踏まえて、実効性の高い規定を検討してまいりたいと思っております。

裏面に移りまして、今後の進め方になります。

冒頭お伝えしたとおり、こちらの条例の基本的な考え方を踏まえて、今まさに条例の骨子案を調整をしております。ちょうど今、長野県のほうでも県内全体に網をかけるような形で条例の制定を検討しておりまして、そういった県の条例とも松本市の条例と整合を図っていく必要もあると思っております。

県の条例は、広く薄く土台となるような形の条例制定を目指しているということで、ちょうど県の条例については、今、パブリックコメントを行っているというふうに聞いております。そうした県の条例も踏まえつつ、骨子案を取りまとめた後、改めてこちらの農業委員会のほうに諮りたいと思っております。

その後、パブリックコメントを経た上で、令和5年内の条例制定を目指したいと思っております。

説明は以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまから質疑に入ります。

発言のある方は挙手をもって発言をしてください。

じゃ、河西委員。

河西農業委員

条例の基本的な考え方、(2)に関わるんですが、先ほどおっしゃられた一部に当たります。設置後の権利の転売ですね。他者に権利が渡るということに関して、業者さんは今、結構投資家募って、投資対象として太陽光設備が商品化して販売されているという実態が今ちょっと問題になっていると思うんですけども、そういうことが行われると、最後まで責任を持った管理なんてできないものですから、そういうところをちょっと注意してつくっていただければと思います。

議 長

じゃ、主任、それはいいですか。一言ありますか。

永本（環境・地域エネルギー課）主任 ありがとうございます。

そうですね、私どもとしてもそういったところ、非常に問題になるかなと

思っておりますので、維持管理、最後の廃棄の部分も含めて、条例の中に落とし込めるように検討してまいります。ありがとうございます。

議長 ほかにも。  
じゃ、中條委員。

中條委員 昨日か今朝の新聞に太陽光発電のあれが出ていたんですが、10キロワット以上は県だか国の許可が必要というようなことが書いてあったし、違反したら罰則もあるというようなことも書いてありましたけれども、そういうことは関連づけてやっていかれるわけですか。

議長 お願いします。

永元（環境・地域エネルギー課）主任 はい、そのように考えています。

議長 じゃ、二村委員。

二村農業委員 いつか言おうと思っていたことなんですけれども、実はうちに名古屋の会社から、うちのひいじいちゃんからの土地の、もうどういうふうにも、この所在地は誰のものになったかということがしっかり書いた、そしてこれは幾らになるので、こういう事業をしないかという本当な具体的なそういうものが送られてきたんですよ。近くの人にも、やっぱり具体的に、本当に恐ろしいぐらいしっかり調べたものが来て、ああ、こういうふうにもう調べて、うちのほうはそんなに、まだそこを作っているのでもいいんですけれども、本当にもう誰も相続人もいないような、何かそんなところだったら、これ、売りたいなと思う感じに通知が来て、本当にびっくりした。ちょっと前なんですけれども。なので、やっぱりこれ、本当大事なことじゃないかなと思うので、できる限り急いでというのはちょっとあれなんですけれども、きちんとした形にしたらいいなと思います。  
以上です。

議長 じゃ、そういう前向きだということでもいいですかね。  
ほかに。  
丸山さん。

丸山農業委員 私のところでも、先日、山を売ってくれないかという話の中で、何をするのかと言ったら、やっぱり太陽光を造るということで、太陽光を建設業者のほうから連絡がありました。

その後、造った後どうするのかとまた聞いたら、今、企業でゼロカーボンを推進しなきゃいけないんで、企業へ売るということを言われていました。

それで、言っていることはもっともなことを言っているんですけれども、やはり先ほど来、私たちは造ったけれども、あとその企業が見つかられな

ければ、結局造っただけということになってしまって、管理ができないような状態の建設業者らしいです。

ということで、やはり造って売るということを目的にということ言っていましたので、私はその時点では自分の山は売らないということで話したんですけども、どうもそういう業者がたくさんいて、いいことだけ言って、結果的には知らないよという形になりそうな感じがするものですから、私のところも含めて、しっかり条例に落とし込む中で、維持管理ができる状態にしてほしいと思っています。

以上です。

議長                    そういう事例を把握して、またお願いします。  
ほかに。  
じゃ、久保委員。

久保農業委員        四賀の場合は、いろいろ問題が新聞にも出たのは、ほとんど山とか雑種地でということだったんですが、私、農業委員になってから大澤さんと農地パトロールしたときに、青木トンネルができるっていう、会吉という物すごい山の中の田んぼが、久しぶりに行きましたら、全部太陽光になっていました。田んぼです。これが何でオーケーになったかというのは、正直言って分からんのですわ。確かね、持ち主がみんないなくなって、都会とか何かということは地元から聞きましたけれども、こういうことがあるのかな。農地がね。山か何かなるっていうのはまだ別として、農地は太陽光、これ、オーケーが出るということは、ちょっと信じられないですけどもね。その辺の説明は農政課かな。

議長                    それは、こっちもしくは農政課だと思いますが、そういう理由は確かになりですね。

そういうこともあるので、基本的には全部反対じゃないんだけど、我々、営農型太陽光のテリトリーだと思うんですが、もちろんどうしようもないというか、耕作には適してないところなら万やむを得ないとして、営農にいそしんでいる皆さんに迷惑をかけるようなところは、決してそこには許可してもらいたくないし、そういうようなスタンスを持った条例の立てつけにぜひしてもらいたい。

これは、もちろん住環境ももちろんそれに付随するんだけど、それは、そこはぜひ、それならそういう条例をつくって、やりやすいような意味も出てくるんだけど、ただアリバイづくり、白馬がやったように、99%もう太陽光は駄目だよというところから、それぞれニュイアンスもいろいろこういう度合いはあると思いますが、我々農業委員会としては、そういう立場で行きたいというような、自分自身は考えておりますけれども。  
ほかに。

[質問、意見なし]



議 長           これから、今、序盤というか、入り口ですので、また今、主任おっしゃったように、これからそれぞれ意見を申し上げながら、ぜひそういう方向で進んでいてもらいたいと思います。

                  なければ、本件については、ただいまの説明のとおりご承知おきを願いたいと思います。

                  区分のこと、また補佐、また田んぼの、自然に、そんなことあり得ないと思うが、またどっかでまた調べてみてください。どっか、地目かどっか、詳しく……

久保農業委員       過ぎたことだからいいけれども、いいけれどもって言っちゃいけない。

議 長           そんなことはあり得ないから。

久保農業委員       うん。だけれども……

議 長           仮に……

久保農業委員       田んぼがね、山じゃないんだ。

議 長           じゃ、それはまた……

久保農業委員       大澤会長のとき……

議 長           いいですか。  
                  じゃ、補佐。

川村局長補佐       せっかくですの。  
                  また具体的な場所をご相談いただく中で、この経過等分かれば、直接ご回答していきたいと思いますので、場所等、また教えてください。

久保農業委員       分かりました。

川村局長補佐       よろしく願いいたします。

久保農業委員       はい。

議 長           次に、報告事項イ、令和5年度第1回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてを議題といたします。  
                  農政課から説明をお願いいたします。  
                  小原主任。

小原（農政課）主任 農政課の小原と申します。

説明のほう、着座にて失礼いたします。

資料の19ページ及び20ページをご覧くださいければと思います。

令和5年度第1回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご報告いたします。

まず、認定農業者制度の概要につきましては、本日省略させていただきますが、1点、2つ以上の市町村で行う者については、長野県のほうが随時認定を行います。長野県が認定した者については、年度末にまとめてお知らせする予定ですので、よろしく願いいたします。

次に、認定基準ですが、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づくものでして、資料真ん中の表をご参照ください。

審査方法につきましては、原則年4回審査を行い、第三者組織に当たる松本市農業支援センター内の経営改善指導班へ意見聴取を行い、認定するものです。

3番以降ですが、今回、松本市長が認定した農業経営改善計画認定者は、新規が個人が3件、組織が2件の計5件、再認定が個人が4件、組織が4件、共同が2件の計10件、以上15件について、全件承認されたことをご報告いたします。

以上になります。

議 長 ご苦労さまでした。

ただいま農政課から説明がありました。

これより質疑を行います。

発言のある委員の方はお願いいたします。

じゃ、塩原委員。

塩原（俊）農業委員 ちょっと質問なんですけれども、20ページ、再認定の一番下の10番、島立の〇〇〇〇さん、〇〇さんってなっていますけれども、これ、和田じゃないんですか。

議 長 じゃ、小原さん。

小原（農政課）主任 すみません、本日担当の代わりに代理で報告させていただいていて、この場で詳細申し上げられなくて申し訳ないんですけれども、恐らくご指摘のとおり、私も〇〇さん、ご存じなんですけれども、和田ではないかと思っておりますので、ちょっとこちら、訂正をさせていただきます。

議 長 じゃ、ちょっと確認して、訂正してください。

小原（農政課）主任 はい。確認させて……

上條農業委員 間違いはない。おやじの名前も〇〇。

議 長 確認して訂正。  
確認取れました。  
じゃ、和田だそうです。

小原（農政課）主任 すみません、和田に訂正をよろしく申し上げます。

議 長 じゃ、それ、裏を取れましたので、じゃ和田。  
ほかに何か発言ある方いらっしゃいますか。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、本件はただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。  
次に、報告事項のウ、令和5年度第1回青年等就農計画の審査結果についてを議題といたします。  
農政課から説明をお願いいたします。  
小原主任。

小原（農政課）主任 引き続き、令和5年度第1回青年等就農計画の審査結果についてご報告いたします。

21ページをご覧ください。

要旨としましては、本年度第1回の青年等就農計画の申請について、指導班書類審査の結果、適当と認められ、認定しましたので、報告するものです。

2番の制度の概要につきましては、詳細は割愛させていただきますが、45歳未満の青年に関して、おおむね5年後に農業所得が250万円程度で、年間労働時間が2,000時間の実現を目指す計画について、認定農業者の経営改善計画と同じように、第三者機関の審査を経た上で、認定するものになっています。

3番、最後の認定者なんですけれども、今回は2名の方が認定となりました。

お1人目が、これ、地区が新村と波田で2つあるんですが、それぞれ圃場が新村と波田で、お住まいは新村の〇〇〇〇さんで、主な作物としては有機野菜で、その中でもメインがピーマンになっています。

2番目の方は、地区としては山辺、里山辺と入山辺で、名前が〇〇〇〇さん、主な作物としてはブドウになります。

該当地区の委員の皆様には、新規就農者の経営確立におきましてサポートいただきますようお願い申し上げます。

本件については以上です。

議 長 ありがとうございます。

この説明に対しまして質問、意見等ある方はお出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

次に、報告事項のエ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

農業委員会事務局の草田です。

22ページ、よろしく申し上げます。

主要会務報告並びに当面の予定についてです。

6月2日に農業委員長と事務局長の合同会議が浅間温泉文化センターで行われました。

また、6月19日、長野県農業委員会女性協議会松本支部総会に女性委員の方、二村委員と林委員、出席していただいております。

6月22日から23日に長野県19市農業委員会協議会通常総会が大町市役所2階東大会議室で行われております。

本日、6月の定例総会で、この後、農業振興委員会と情報・研修委員会が予定されております。

次のページ、7月7日ですが、中信地区常設審議委員会ですが、安曇野市役所から塩尻市に変更になっております。お願いいたします。

報告なんですけれども、6月19日に行われました長野県農業委員会女性協議会の女性支部総会で、二村委員が松本支部長に就任されております。令和5年、6年度の年度になっております。一言いただければと思います。

二村農業委員

今度松本支部の会長になりました。やる気は満々なんですけど、あまり活躍できるところが、あまり会議はないですし、実はこれ、私、最初の頃、何か2時間くらいみんながやらないって、すごく困ったので、もう次は誰って決まっているので、今回は松本ということなので。

ただ、女性の農業委員がもう少し活躍できるというか、何かそういうことをみんなでやっていければいいんじゃないかなというふうに思っていますので、またどうぞよろしく申し上げます。

以上です。(拍手)

草田係長

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

7月31日には総会もある予定ですが、また出席については確認いただきたいと思っております。

1点ちょっと訂正がございます。申し訳ありません。

6月23日の農地転用現地調査については、倉科委員と上條委員でしたの

で、ちょっと訂正を申し訳ありません、お願いいたします。  
以上であります。

議 長 当面の予定はいい。

草田係長 もう今、済みました。

議 長 いいですか。

草田係長 はい。

議 長 三村委員。

三村農業委員 私ごとでわがまま言って申し訳ないが、7月24日の現地調査ね、私、どうも体調があんまりよくはないもんで、代えてもらいたいんだよ。

議 長 じゃ、また事務局……

三村農業委員 お話をしておけばいい、ここで決めなくても。後でいい。

草田係長 先ほどお聞きしていますので、調整のほうを取らせていただきます。

三村農業委員 すみませんね。

議 長 それでは、ほかにこの案件に対して何かある方。

[質問、意見なし]

議 長 じゃ、ご承知おきをお願いいたします。  
以上で報告事項は終了しました。  
引き続きまして、その他の項目に入ります。  
最初に、地域計画について、事務局から連絡がありますので、お願いします。  
村山局長。

村山局長 事務局長、村山育朗でございます。お願いします。  
さきの、先月の総会の際に、地域計画策定に向けての委員さん説明、それぞれ地区での対応についてお話をしました。それで、J A松本ハイランドに改めて協力の依頼をしていきますということでお話をいたしました。  
先日でございます。先日というか、昨日でございますが、私どもと、それから農政課とでJ A松本ハイランドのほうお伺いをいたしまして、地域計画の策定に当たり、ぜひそれぞれ協力をお願いしたいということで、まず

は、これからそれぞれの地区で行っていただきたいと思いますけれども、打合せをいいますか、説明ですね。地域計画策定についての説明、どのように地区で、この地区ではどのように進めていきたいというような、そういう説明について、会場の提供ですとか、それからそのときの会議への参加者について、出席者について、調整をしていただくこと、それからその次ですけれども、今度は計画に対するそれぞれ各地区における協議について、農協のほうで、JAのほうで策定をしました地域農業振興計画、地域振興ビジョンというものの将来的な振興作物ですとか、産地形成についてというようなことを行ったということで、そちらについての説明、それから地区再生協会のまた協議の場の提供というところ、それから計画策定した後の、策定後も定期的になるかもしれませんが、常時見直しですね。10年先までとは言いませんけれども、見直し、見直しをだんだん繰り返していくという点で、そういうときにおきましても、また協議の場の提供というようなことをお願いをしてみました。

JAのほうからも快くお引受けをいただいて、今、一緒にやってみようということになりましたので、今日、三村常務おいでになっていきますけれども、これでハイランドさんのほうも組織内で協力していこうということでご理解をいただけたと思いますし、皆様方も、改めてそれぞれ支所で営農課長をはじめ、いろいろ調整を取っていただいて、まずはこの地区、どうやって進めていくかというようなことで、そこから入っていただいて、ぜひ協議の場が設けられて、まず皆様方をお願いしている目標地図の素案の作成、それから地域計画の策定へというふうにつながるよう、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

以上、報告でございます。

議長                   ごありがとうございました。  
JAあづみの関係もそういうふうに。

村山局長               すみません、倉科委員、いつも忘れてしまって申し訳ありません。  
あづみのほうは、倉科委員はじめ二村委員にも、今、順調にといいますか、進めていただいているところでございますので、引き続き行っていただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

議長                   じゃ、倉科委員。

倉科農業委員           気にかけていただいて、ありがとうございます。  
それですね、たまたま梓川地区というのは、JAのほうでもいろいろ考えている中で、やっぱりりんごがあるもんですから、先行してやっているんですけれども、奈川地区もありますし、安曇地区もあるんですよ。そちらはまだそんな動きがないもんですから、JAあづみはそれでよろしくじゃなくて、JAあづみにも同じお話をさせていただきたいというのが前回、私、申し上げたことなので、できれば早めにJAあづみさんのほうにもお

話をさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

議長 局長。

村山局長 すみません、倉科委員に同じように、JA松本ハイランド、それからあづみ、同じような扱いで、取扱いでお願いしたいということを言われております。あづみ農協のほうにも早期にお願いに行き、同じように進めていけるようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 そういうことで、どっちにしろ一歩進んでみないと、いろいろイレギュラーな場面とか、会議の中でのやり方とか、当然出てくると思いますので、1つのきっかけがこれでできたというふうな理解して、また農政ポジションとそこを詰めながら進むというか、これ、ちょっと暗がりなので、ちょっとどういうふうな、分からないが、結局は令和7年だけは決まっているということだもんで、その辺、またそれぞれそういうことでいきたいと思いますが、何かこの時点での、いいですかね。

じゃ、ご理解していただいたということで、またその都度その都度、またポジション、ポジションでまたご意見をいただければと思います。

それでは、引き続きまして、凍霜害等による農業被害に関する要請についてをお願いします。

係長。

草田係長 お願いいたします。

別紙で報告させていただきました凍霜害等による農業被害対策に関する要請であります。

こちらは、6月15日に会長が県の常設委員会に出席していただいたときに出された資料であります。

内容としましては、3月から4月上旬にかけて気温が高い日が続いたこと、4月の断続的な凍霜害、5月には強風、降ひょう・降雨などの被害が発生していること、それから近年の資材高騰等の経営への影響があったりして、経営継続への不安継の声が聞かれていると。

県におかれましては、農業農村支援センターに相談窓口を開設していただいているところなんですけど、それでも希望を持って被害果樹等の管理に取り組むことができるように万全の措置を講じていただきたいというものを要請するというもので、県に対して要請していくことが決定したものになっております。

具体的な内容につきましては、裏面に記載されておりますが、きめ細かな技術対策だとか、今後の温暖化についての正しく認識できる情報提供や啓発、あとは果樹生産等への資金繰り、販売先の確保への支援、資材の購入経費への助成措置、収入保険制度の促進というふうなことになっております。

以上、報告になります。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

県に対する要請、ここにペーパーで示させていただきまし、前段の挨拶でも触れさせてもらいましたけれども、そういった中で松本市農業委員会対応を取っていきたいと思いますので、ご理解のほどお願いします。

これに対する意見等ありましたら、またお願いします。

それでは、続きまして松本農業農村支援センターから情報提供をいただきます。

寺戸課長補佐。

寺戸（松本農業農村支援センター）課長補佐 松本農業農村支援センターの寺戸です。いつもお世話になっております。

私のほうから、お手元の資料のご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

着座にて失礼いたします。

資料のほうなんですけれども、1ページをご覧ください。

1ページに概要、それぞれ、今日、資料ですね、4種類つけさせていただいていますが、それぞれの資料の概要について、1ページに説明を記載させていただいております。

めくっていただきまして、2ページから4ページなんですけれども、こちらにつきましては、先月も熱中症について若干情報提供をさせていただいたんですが、そのまたこの後梅雨明けしてきて、一層暑さが厳しくなるかと思っておりますので、また違う情報ということで、紹介させていただきたいと思っております。

先月は、暑さ指数のホームページ等があって、そちらをご活用くださいというような情報提供だったかと思っておりますが、今月、実際に令和3年に県内の農業者の皆さんにご協力いただきまして、熱中症に関するアンケートを行いました。その結果、3人に1人の方が熱中症の経験があると。一般的に高齢者の方がなりやすいというようなイメージというか、そうやって言われているところもあるんですけれども、このときのアンケートの中では、県内の農業者の方、年齢に関係なく3人に1人というような結果となりました。

2ページの上のほうにも囲ってあるんですけれども、水分補給というのが重要であるとか、塩分補給が大事だというようなことは、ほとんど98%ぐらいの皆さん認識されていて、取っていらっしゃるんですけれども、実際、水分補給のポイントといたしましては、水分を取っているか取っていないかではなくて、失われた水分量を十分補われるだけの量を取れているとか、水分の取っている頻度、そういったところが熱中症になる、ならないというところのポイントにもなってくるということで、熱中症になった方が、必ずしも水分を取ってない方がなっているというわけではなくて、「水分は取っている」ってお答えいただいているんですが、経験あるということで、水分を必ずしも取っているというお答えだと、ならないという



ことでもない。そのほかの要因もいろいろありますが、いま一度、水分を十分量取れているかどうかというのをぜひ振り返っていただければありがたいかと思えます。

2 ページの下のほうは、先月お話しさせていただきました暑さ指数に関することとなりますので、またご確認いただきたいと思います。

3 ページをご覧ください。

具体的に農作業の場合、作業の強度によって厚さ指数という、そういったものが変わってくるということもあります。ですので、また激しい作業というようなものと、通常、一般的に言われている暑さ指数よりも低い数字でなりやすくなりますので、ぜひそこら辺もご注意いただければと思います。

また、熱中症計という、3 ページの下にですね、首にかけるタイプとハウスに設置するタイプというのを写真で載せさせていただいておりますけれども、今、学校とか、クラブ活動とか、体育の授業では、先生などはこういったものを活用されているようですが、こういったものを実際つけて、自分が作業をしているその場での数字というのを把握するというものも出てきております。

4 ページをご覧ください。

ファン付き作業着というので、昨年、二、三年前からかなり関心が高くなってきておまして、道路とかの工事をされている方なんか、よく着用されているんですけれども、農業の現場でも、少しずつ広まってきているかと思えます。

こちらのファン付き作業着ですけれども、やはり涼しくなる。カラーでなくて申し訳ないんですが、下のほうに一応サーモグラフィーで調査したときの写真を載せさせていただいております。見にくいんですが、その写真の四角い枠の一番上のほうに数字でちょっと使用前と、作業前と作業後の体温というか、表面温度が書いてあるんですが、このときで約3度ぐらい下がっているというような結果になりました。

こちらのファン付き作業着なんですけど、いろいろなタイプがございまして、ベストのタイプのものや、長袖、フードがついている、ついていない、そういったいろいろなタイプがございます。こちらについては、作業をする場面によって遣うものが変わってくるかなと思えます。

お花とかの作業をする場合、株間とかフラワーネットに腕を入れたりするということで、ベストタイプを使われる方が多くなりますし、露地野菜の定植など、そういった場合は、直射日光を避けられるということで、フードとか長袖が好まれているような、現場ではそのようなお話を聞いたりします。

こちらのファン付き作業着なんですけど、バッテリーの容量や風量等の規格に応じて性能差がありますので、一般的にちょっと価格が安いものは、風量等の馬力が少し少ないかなというような印象がございますので、また場面に応じてご利用いただくのもいいのかなと思っております。

すみません、5 ページは農業大学校の特別公開講座のお知らせになってお

ります。また詳細はご確認ください。

6 ページ以降に本年度の気象表を記載させていただいております。

こちらにつきましては、梅雨入りが平年よりも1日、昨年より2日遅く入ったというような状況で、そちらは今後、どのような経過になるか、また気象状況に応じて作物の管理をお願いしたいと思います。

1 ページの四角に書いてあります用水の確保の現状については、現状、春先の雪解けが早かったということで、今月の26日から取水制限は入っているというようなお話があります。

7 ページ以降に作物の生育概況ということで記載させていただいておりますが、昨年の生育は平年並みからやや早い進捗でというふうになっております。

私のほうからは以上です。

議長

ありがとうございました。

上條委員、水情報はそういうことですか。

上條農業委員

私も先のことはちょっと分からない……

議長

ちょっと待って。

上條農業委員

せんだっての理事会で決定しましたけれども、梓川水系では、もう取水制限を行うと。なぜかというときに、この夏のちょっと見通しがはっきりしないものですから、取水制限を5%ぐらいやって、それに備えるということで決まりましたので、報告したいな。東側の山のほうは、いつも話をするけれども、心配だね。

今まで土地改良区の考え方の中に、この地区ではあんまりなかったんですけども、この間、全国協もあった中で、温暖化の影響で、例えばこの地区の山に雪として蓄えられた、それはダムなんだけれども、これが何十年後かにはなくなるだろうと。どうするんだというときに、その対策の事例は、既に瀬戸内海とか、いろいろな昔を振り返ったときに、そういう地区で水飢饉ってすごくあったんだよね。それは最終的にどうなったかという、ため池。この山、すぐその山を越えた向こうには、そういうものを備えた地区がありますけれども、とりわけ東側は改良区小さいじゃんね。できないんだよ、事業があまりの金額でね。

だから、将来に備えるってどういうことかっていうと、やはり農業委員みたいなこういう職種にいる人たちが、改良区なりを考えてもらって、それでそういう備えを今後考えていかにやいけないと。1つには、豪雨のときに、そこに水をためちゃうという方法と、治水機能と利水機能を持たせる、そういったものへ向けて、地域地域ごとのコンセンサスを得ていくという時代に本当に入ったんじゃないかなという感じがします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

続きまして、農業委員会だより第95号が発行されましたので、情報・研修委員会の河西副委員長から編集報告をお願いします。

河西農業委員

はい、どうも、副委員長の河西です。

この後ちょっと委員会もあるので、巻きで説明したいと思います。

以前と変わって、幾つか重要な議題が盛り込んであります。

まず、法改正荷関してなんですけれども、相続登記の義務化が始まるということとか、あとは下限面積の撤廃に関する件ですね。そういった法改正の件、中川委員長がまとめて、8ページ、9ページ説明してあります。

あとは、特に重要だったのは目標地図ですね。10年後の目標地図。人・農地プラン。これらについて、松田委員にお願いして執筆していただきました。かなりしっかりした記事ですので、皆さんもぜひ参考になさってください。

あと、新しく始めたのは「法人探訪」というところですね。9ページですね。そこで松本市内で営農している営農法人の紹介をしていくという企画をちょっと今号からですかね、始めています。

「法人探訪」や、あと「がんばっています」の欄なんですけれども、今の農業委員、情報・研修委員の委員の地区だけでは、ちょっと足りなくなりますので、ぜひこの人紹介したいとか、あとこの法人さんのことをちょっと取り上げてほしいとか、そういうことありましたら、情報・研修委員か、事務局でも構いませんので、ぜひお声がけをお願いしたいと思います。

あと、専門的な知識を要するような記事の執筆が、農業委員さんと、あと推進委員さん、たくさんの方いらっしゃって、いろいろ得意分野あります。そういうのを記事の執筆をお願いすることもあるかと思いますが、ぜひとも協力していただければとても助かります。ちょっとネタ切れ感もね、情報・研修委員会のみだと出てきていますので、ぜひぜひご協力のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

委員会の皆さん、ご苦労さまでした。

前回の総会するときにも、全国で表彰されました。本当にインパクトある、お疲れさま。いいおたよりだと思います。

それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

草田係長

先日、農政課から松本市農林業功労表彰者の推薦についてということで郵送で届いているかと思います。お近くに該当者いらっしゃいましたら、推薦をお願いいたします。

それと、8月に利用状況調査を予定しております。その前に、ブロックごとに研修をする予定になっています。ブロック長の皆様には、本日、机の上に日程調整のお願いの紙を置かせていただいておりますので、ブロック

の会員の方々と日程の調整をしていただき、事務局のほうにご連絡をいただきたいと思ひます。

この後、情報・研修委員会が農業委員会室、農業振興委員会がこの会場で引き続きありますので、よろしくお願ひいたします。

本日欠席の委員の資料につきましては、各地区でお持ち帰りいただき、会議結果と併せておつなぎいただくようお願ひします。

また、該当地区の委員さんに事前に配付しました農地法関係の申請書類原本ですが、机の上にそのまま置いていってください。

最後に、お車でお越しの委員は、委員会の後ですかね、駐車場の無料処理いたしますので、事務局までお申し出ください。

以上であります。

議 長

ご苦勞さまでした。

その他全体を通じまして委員の皆様から何かありましたら、お出しをお願ひいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ありがとうございます。

以上で本日の議案は全て終了しました。

円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございます。

議長を退任させていただきます。

お世話になりました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

\_\_\_\_\_

議事録署名人 22番

\_\_\_\_\_

議事録署名人 23番

\_\_\_\_\_